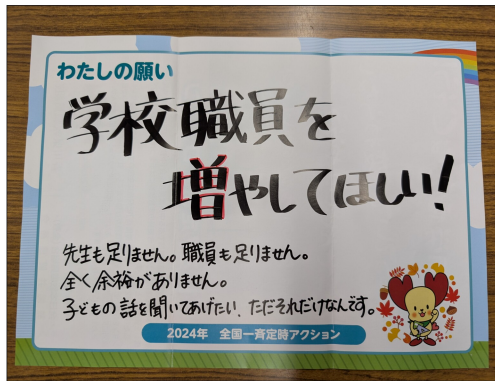


1127全国一斉定時アクション実施！

仕事量が多い。減らしてほしい！ 学校職員を増やしてほしい！

「1127全国一斉定時アクション」は、8月に出された中教審答申を受けてのとりくみです。中教審答申は、今の学校の危機を打開するために必要な教職員の基礎定数を増やすことを先送りするなど、現場の教職員の要望にはほど遠い内容でした。全日本教職員組合（全教）は、答申の具体化をさせないとりくみの一つとして、このアクションを提起しました。定時とついているのは、ふだんは勤務終了時刻を過ぎて遅くまで学校に残っていることが多いが、11月27日は退庁時刻になったら帰ろう、あるいは退庁時刻を過ぎたら、何かの行動を起こそうというものです。



1127全国
一斉定時
アクションとは？

香川教育

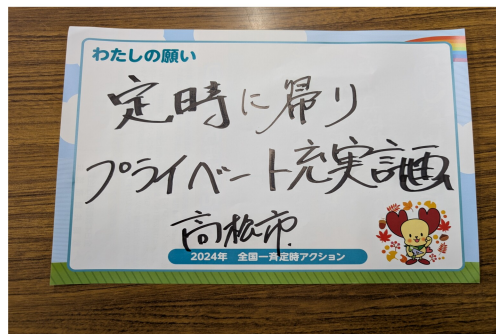
発行所
高松市田村町1033-3
TEL (087) 867-4797
FAX (087) 867-6446
kakyoso@kakyoso.com
香川県教職員組合
定価 1部50円 1月100円
組合員の購読料は組合費に含む

香教組ホームページ

<http://kakyoso.com/>

香教組もとりくみました

わたしの願い



香教組は全教の提起を受け、上の写真のように、「わたしの願い」を書くことを中心にとりくみました。写真で示したものの以外に、次のようなコメントが寄せられました。

「仕事内容、仕事量が多すぎる。減らしてほしい」
「定時に帰れると体力が全然楽！体力を温存しながら退職までがんばろう」
「コロナ時のように定時に終わる学校にしたい」

三角柱を立てて

また、職員室の机の上に、左の写真のように三角柱を立てる人もいました。



三角柱を立てた人は、周りの同僚から「これ、何？」と尋ねられ、定時アクションの説明をしたそうです。

定時に行動はできなかった状況ですが、周りに香教組のとりくみを示すことができました。

子どもの権利条約について考えましょう



前号の香川教育11月30日号で、「子どもの権利条約」の4つの一般原則を紹介しました。今回は、子どもの権利条約について詳しく見ていきます。なお、11月30日号で1959年、1989年とも「子どもの権利条約」が採択となっていました。正しくは、1959年に採択したのは「子どもの権利宣言」です。この場を借りて訂正させていただきます。

前号で11月20日は「世界子どもの日」と紹介しましたが、12月10日は「世界人権デー」です。12月4日から10日までの「人権週間」で、それぞれの学校で人権に関するとりくみが行われたと思います。

人権は大人にも子どもにも、あらゆる人に人権があります。生まれたときから人権があります。人権は無条件であるもので、また奪い取ることはできません。そして、人権に優先順位はなく、すべての人権が大切です。

1959年に「子どもの権利宣言」が採択されましたが、これは「世界人権宣言」に照

らして子どもの権利を確認したものです。

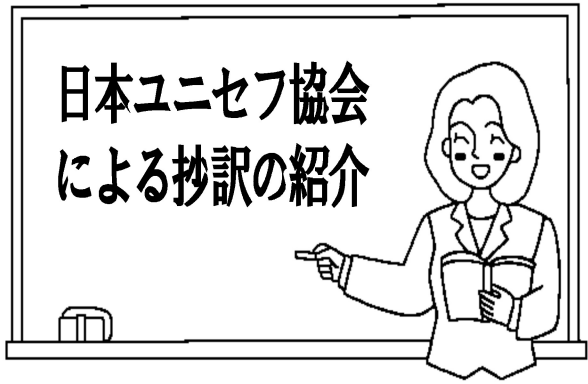
1989年には「子どもの権利条約」が採択されました。条約ですから、政府に対して法体制の整備を含め、実現を求めるものです。政府は、条約に書かれている権利をどのように守っているかを「国連子どもの権利委員会」に定期的に報告します。子どもの権利委員会、市民やNGOからも情報招集します。それらを合わせて審査、協議し、勧告を出します。フォローアップもします。（裏面に続く）

民主主義を守る

かった▼今年、韓国のハン・ガンさんがノーベル文学賞を受賞した。著書『少年が来る』は光州事件を題材にしている。光州事件は、長く軍事独裁体制が続けたパク・チョンヒ大統領が暗殺された後、韓国で大きくなったために、当時のチョン・ドゥファン大統領が戒厳令を敷き、多くの市民が命を落とした事件である。韓国民主化の転機となった事件である▼ユン大統領が「非常戒厳令」を宣言した、そしてあつという間に解除になった背景には、今の韓国の政治状況もあるだろう。しかし、今回、韓国の人々は、立ち上がり、声を出して自分たちの民主主義を守った。私たちは、このことから学ぶものがあるのではないだろうか！



韓国のユン・ソンニョル大統領は12月3日夜、野党が国政をまひさせたとして「非常戒厳令」を宣言した。韓国で戒厳令が出されたのは1987年の民主化以降初めてのことである。それまでの韓国は長く軍事独裁政権が続いていた▼戒厳令が出されると、国会を含めた一切の政治活動が禁止される。今回も軍隊が国会に向かった。国会周辺に集まった国会議員や一般市民が軍や警察と対峙した。兵士が集まった人に銃を向けるような場面も見られた。また、兵士は窓を割って、国会に入ろうとしていた▼市民は、抗議の声を上げ、国会議員は本会議場に集まり、戒厳令の解除を求める決議を可決した。ユン大統領は戒厳令の解除を発表した。発令から解除まで6時間である。一人の死者も出さな



第3条 子どもにもっともよいこと

子どもに関係あることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第6条 生きる権利・育つ権利
すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。



第1条 子どもの定義

18歳になっていない人を子どもとします。

18歳未満のすべての人が子どもということになります。
次に、4つの一般原則について見ます。

第2条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがいが、どのような宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障害があるかないか、お金持ちであるかないか、親がどのような人であるか、などによって差別されません。

今、学校では時間に追われ、学校から帰っても塾などに行く子どもが多い状況です。子どもがストレスを抱え込まないようにするた

めには、子どもにはのんびりする時間や気晴らしのための時間が必要です。そこで、子どもの権利条約の第31条も一般原則に加える内容だという考えもあります。

第31条 休み、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。

また、教育については2つの権利が示されています。

第28条 教育を受ける権利

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての

子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにチャンスが与えられなければならない。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考えからはずれるものであってはなりません。



第29条 教育の目的

教育は、子どもが自分を持っている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることを学ぶためのものです。

学校での校則の見直し、子どもの意見の反映は、これらの条約によるものでしょう。

その他にも「〇〇から守られる」「〇〇からの保護」の権利が示されています。

子どもの権利条約で示されている権利は大人と同じものだけではありません。自分らしく成長・発達していくために、子どもだから



こそ、必要な権利もあります。一度、子どもの権利条約を日本ユニセフ協会の抄訳で読んでみてください。一人の人間として尊重されるということです。子どもの権利が保障される社会の実現は、大人の権利も保障される社会の実現でもあります。

財務省と文科省の予算の攻防



年度予算編成に向けて文科省と折衝を行います。

文科省は、中教審の答申を反映する形で教職調整額を4%から13%に引き上げる。給与制度については教職調整額を維持するというものです。

一方、財務省は、教職調整額を時間外勤務の縮減の進み具合に応じて5年間で10%に引き上げる。その後は、残業代を支給する仕組みにするというものです。

財務省は、一定の「集中改革期間（例えば5年間）」に「学校業務の抜本的な縮減」を進める仕組みを講じ、その上で、労基法の原則通り、やむを得ない所定外の勤務時間

にはそれに見合う手当を支給することが、教職の魅力向上につながるのではないかとしています。

これに対する文科省の反論の要旨は、①教育を行うのは「人」、教職員定数等の充実のための財政措置が不可欠。財務省提案は、学校現場への支援が欠如。②教職員定数の改善等も行わず、勤務時間の縮減を給与改善の条件にする提案は、子どもたちに必要な教育指導が行われなくなる。

③残業代支給の仕組みに移行すれば、教師の裁量が著しく低下し、創意工夫を発揮しにくくなるの3点です。

文科省の反論の③は根拠が

ありません。国立学校はどうでしょうか。裁量を低下させる、創意工夫を発揮させない原因はほかにあります。

1面で紹介した「1127全国一斉定時アクション」で私たちが要求しているのは、長時間過密労働の解消です。

そのために教育予算増と教職員の基礎定数増が必要です。残業代の支給の仕組みを求めているのはお金ではなく歯止めのためです。

長時間過密労働と教職員未配置の解消は、文科省の案も財務省の案も不十分です。現場の声を届けましょう。



教員の給与どうなるの？

11月の中旬ごろ、2025年度予算について、財務省と文科省との間で教員の待遇改善についての対応の違いが報道されました。財務省は財務省財政等審議会に資料を提出し、それにもとづいて25

